

2022年3月4日

ウクライナ情勢を巡る主要国による対ロシア制裁の動向（速報版）

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 対ロシア経済制裁の全体像	弁護士 石本 茂彦 TEL. 03 5223 7736 shigehiko.ishimoto@mhm-global.com
III. 日本の動き	
IV. 米国の動き	弁護士 梅津 英明 TEL. 03 6212 8347 hideaki.umetsu@mhm-global.com
V. 欧州連合（EU）の動き	
VI. 各国のロシア制裁を踏まえた対応	弁護士 高宮 雄介 TEL. 03 6266 8744 yusuke.takamiya@mhm-global.com 弁護士 宮岡 邦生（文責） TEL. 03 6266 8738 kunio.miyaoka@mhm-global.com

I. はじめに

2022年2月21日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナ東部の親ロシア派「ドネツク人民共和国」と「ルハンスク人民共和国」（いずれも自称）の独立を承認する大統領令に署名しました。さらに同月24日、首都キエフを含むウクライナ全土への軍事行動を開始し、現在も続いています。

日・米・欧を含む多くの国々がロシアの行動を強く非難し、ロシアの動きを封じ込めるための措置を矢継ぎ早に打ち出しています。措置の中には、欧米各国によるウクライナへの武器供与といった軍事面での支援に加え、経済面からの圧力として、ロシアの個人、団体、銀行等に対する資産凍結、取引禁止、輸出入の禁止・制限といったいわゆる「経済制裁」が、かつてない規模とスピードで行われていることが注目されます。ロシアとの取引を行う日本企業のビジネスにも、足元で大きな影響が生じ始めており、今後その影響はさらに大きくなることが予想されます。

事態は極めて流動的で、刻一刻と状況が変わる状況ですが、本ニュースレターでは、ロシアに対する日本、米国、欧州（EU）の制裁の概要について速報ベース¹で状況を整理・解説します。

以下、まずIIで、ロシア制裁に用いられている主要な政策ツールを概説し、III～Vで日本、米国、欧州（EU）がこれまでに打ち出している措置の概要について整理します²。これらを踏まえ、IVで、日本企業の対応について簡単に述べます。

¹ 日本については概ね2022年3月3日（日本時間）時点、米国及び欧州については概ね3月1日（日本時間）時点までの情報をベースとしています。なお、上記のとおり、状況が極めて流動的で、各国政府による報道発表等にも一部曖昧ないし正確でない情報が含まれている場合もあるため、本ニュースレターに記載の情報についても追加や訂正がなされる可能性がある点、ご了承下さい。

² なお、主に日米の対ロシア制裁のより具体的な内容については、当事務所主催のオンデマンド配信セミナー『日米によるロシア制裁強化と日本企業に求められる対応』（梅津 英明 弁護士・大川 信太郎 弁護士）も合わせてご参照ください。

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

II. 対ロシア経済制裁の全体像

1. 「経済制裁」とは

「経済制裁」という言葉は、場面に応じて異なる意味で使われることがありますが、一般的には、国際法違反等を行った国に対し、経済的な手段によって圧力を加えて違反行為をやめさせたり、義務を履行させたりすることを広く指します。

典型的には、制裁対象の個人や団体の資産凍結、取引禁止、渡航禁止（ビザ停止）、輸出入の禁止・制限、経済協力や経済関係条約等の停止等が含まれます。

経済制裁には、大きく分けて、①国連安保理決議に基づく制裁や有志国と連携した制裁など国際協調に基づくものと、②各国が単独で行う独自制裁の 2 種類があります。

米国を中心に、主要国では①の国際協調に基づく制裁に加えて②の独自制裁も広く行われていますが、日本の場合、北朝鮮制裁を除けば①の国際協調に基づく制裁が主となっています。今般の日本のロシア制裁も、欧米との連携に基づく国際協調に基づく制裁として行われていると考えられます。

2. 対ロシア経済制裁に用いられる政策ツール

ロシアの行動を受けて、これまでに各国による様々な制裁措置が発動されています。主要なものとして、次の①～⑥に挙げる措置が挙げられます。

①特定の個人・団体の資産の凍結・取引禁止

ロシアの大統領やその側近、関連団体、主要銀行といった個人・団体を制裁対象に指定し、国外資産の凍結や取引禁止の対象とすることが行われています。

日本法に基づく措置としては、外国為替及び外国貿易法（外為法）には、例えば、一定の者に対する支払及び支払の受領、資本取引、役務提供といった行為を許可制にする措置が規定されており（16条1項、21条1項、25条6項等）、今般のロシア制裁でも、こうした措置が使われています。

また、各国による制裁指定の中でもとりわけ影響が大きいとされるのが、米国財務省の外国資産管理局（OFAC）による制裁指定（いわゆる OFAC 規制）です。OFAC が指定する制裁にはいくつかのレベルがありますが、最も強力なものとして「特別指定国民（SDN）」リストへの掲載があります。このリストに掲載された個人や団体は、米国内の資産が凍結されるとともに、米国人・米国法人等（「U.S. person」）とのあらゆる取引が禁止されます。

この点、国際取引では米ドルが決済通貨として用いられることが多く、米国以外の第三国間の取引であっても、米国の金融機関（コルレス銀行）を通じて資金決済が行われることが通常です。SDN に指定された個人や企業については、米国金融機

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

関を通じた決済ができなくなるため、仮に米国以外の第三国間の取引であっても国際的な資金決済ができず、ビジネス等に致命的な支障を来すことがあります。

なお、適用範囲は比較的限定されているものの、米国には「二次制裁 (secondary sanction)」と呼ばれる類型もあり、U.S. person が一切関与しないような取引であっても、一定の場合に制裁が及ぶことがあります。

②輸出入の禁止・制限

特定の国や地域を原産地又は仕向国とする一定品目の輸出入を禁止ないし制限する措置も行われています。日本法上は、外国為替及び外国貿易法（外為法）48条3項に基づく輸出の承認制や52条に基づく輸入の承認制が挙げられます。

③国際輸出管理レジームに基づく輸出管理の厳格化

武器・軍需品や軍事用途に転用可能な汎用品（いわゆるデュアルユース品目）とその関連技術については、主要国において、いわゆる国際輸出管理レジームに準拠した輸出管理が行われています（日本では、外為法48条1項及び25条1項等を根拠として実施されています。）。この輸出管理の規制レベルを厳格化することにより、機微な貨物や技術の輸出等を制限することが行われています。

例えば、各国では、輸出許可の手続を円滑化する観点から、個別品目の機微度や仕向地に応じて、一定の範囲の輸出取引を（個別にではなく）包括的に許可する制度や各種の許可例外制度を設けています。こうした包括許可制度や許可例外の適用を停止・厳格化することにより、規制レベルの引上げが行われる場合があります。

また、米国に特徴的な規制として、デュアルユース品の輸出管理について定めた米国輸出管理規則（EAR）に基づく「エンティティリスト」と呼ばれる制度があります。これは、需要者に着目した輸出規制で、リストに掲載された個人や団体との関係では、全ての米国原産品目（及びそれを一定比率以上組み込んだ第三国の製品）等について、米国からの輸出や、日本などの第三国を経由した再輸出が原則として禁止となります。事実上の禁輸であり、制裁対象者への米国原産品目の供給を断つための措置として使われます。

④国際決済ネットワーク（SWIFT）からの金融機関の切り離し

国際銀行間通信協会（SWIFT）は、世界中の金融機関を結ぶ情報通信サービス（国際決済ネットワーク）を運営するベルギーを本拠とする民間団体です。日本を含め200を超える国・地域の1万以上の金融機関が利用し、海外送金の事実上の国際標準となっています。

SWIFT から排除された金融機関は海外送金が困難になることから、経済制裁の手段として使われることがあります。過去には、イランの銀行がSWIFT から排除された例があります。SWIFT は民間団体ですが、欧州連合（EU）の規制の影響を受けるほか、米国が、SWIFT 自体の制裁指定などを背景として影響力を行使することがあ

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

るとされています。

一般のロシア制裁との関係では、2022年2月26日、米国、EU、フランス、ドイツ、イタリア、英国、カナダの7か国が共同声明を発表し、ロシアの特定の銀行をSWIFTネットワークから排除することを確保することにコミットする旨を宣言しました³。日本も、翌27日、同措置に加わることを表明しています⁴。

その後、3月2日付で、欧州理事会は、SWIFTに対し、ロシアの下記7銀行へのサービス提供を利用することを禁止する決定を行い、3月12日に発効することとされています⁵。

(SWIFTからの排除の対象となるロシアの7銀行)

対外貿易銀行 (VTB Bank)、ロシア対外経済銀行 (VEB. RF)、バンク・ロシア、アトクリチエ、ノヴィコムバンク、プロムスヴァジバンク、ソブコムバンク

なお、業界2位のVTB BankがSWIFT排除の対象となる一方で、最大手のSberbankの排除は現時点で見送られる見通しです。

⑤ ロシア中央銀行が保有する外貨準備高の制限

上記の7か国の共同声明では、ロシア中央銀行が米国や欧州に保有する外貨準備高の利用を制限する措置を導入することも宣言されています⁶。これは、ロシア中央銀行が為替介入を通じてルーブルの下支え等を行うことを阻止することにより、ロシア経済に打撃を与えることを狙いとしたものです。

⑥ 航空機の飛行及び離着陸禁止

欧州各国を中心に、ロシアの航空機の領空の飛行禁止や空港への着陸禁止が導入されています⁷。米国も同様の措置を検討していることが報道されています。

なお、ロシア側も、対抗してEUなどの航空機に対してロシア上空の飛行を禁じる報復措置をとっています。欧州と日本を結ぶ航空路線でも、当該措置に加えて安全面の考慮などから、飛行ルートを迂回させるといった影響が出ています。

³ The White House, *Joint Statement on Further Restrictive Economic Measures*
(<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/02/26/joint-statement-on-further-restrictive-economic-measures/>)

⁴ 首相官邸ウェブサイト
(https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0227kaiken.html)

⁵ 欧州理事会プレスリリース
(<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/03/02/russia-s-military-aggression-against-ukraine-eu-bans-certain-russian-banks-from-swift-system-and-introduces-further-restrictions/>)

⁶ The White House, *Joint Statement on Further Restrictive Economic Measures*
(<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/02/26/joint-statement-on-further-restrictive-economic-measures/>)

⁷ 欧州理事会プレスリリース
(<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/28/eu-adopts-new-set-of-measures-to-respond-to-russia-s-military-aggression-against-ukraine/>)

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

3. 各国の制裁措置を検討する上での一般的な注意点

本ニュースレターでは詳細な説明は省略しますが、各国の制裁の中には、措置の本格導入までに一定の猶予期間（wind-down period）を設けたり、例えば「General License」等と呼ばれる例外規定を設け、一定の取引類型を規制対象から除外したりしている場合があります。個別取引が制裁対象となるかどうかの判断にあたっては、こうした例外規定の存在や適用の可否にも注意が必要です。

III. 日本の動き

1. 「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の独立承認を受けた措置（2月26日付）

2月21日のロシアによる「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の独立承認を受け、日本は、同月24日、制裁措置を行う旨の外務大臣談話を発表し⁸、同月26日付で以下の措置を発表・実施しました⁹。

①資産凍結等

両「共和国」関係者として指定された24個人及びロシア連邦の金融機関であるバンク・ロシア¹⁰に対する支払¹¹及び資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制とする。

※バンク・ロシアに対する資産凍結等の措置については、2022年3月28日から実施することとされています。

②両「共和国」との輸出入禁止措置

「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」を原産地及び仕向地とする輸出入を禁止する。

③ロシア政府等による新規の証券（ソブリン債）の発行・流通禁止措置

次の行為を許可制とする。

⁸ 「ロシアによる「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」承認並びに両「共和国」との条約批准等を受けた制裁措置（外務大臣談話）」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_005514_00001.html

⁹ 「ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について」（三省連名報道発表）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100307369.pdf>

¹⁰ 制裁対象者については、令和4年外務省告示第78～79号参照

¹¹ なお、報道発表では「支払等」（支払及び支払の受領を含む概念）が禁止対象とされていますが、令和4年財務省告示第49号では「支払」のみが規制対象とされており、「支払の受領」は含まれていないことに留意が必要です。

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

- ロシア政府及び政府機関等¹²による日本における新規の証券の発行又は募集
- ロシア政府等が新規に発行した証券の居住者による非居住者からの取得又は非居住者に対する譲渡
- ロシア政府等が日本において新規に証券を発行し、又は募集するための居住者による労務又は便益の提供（役務取引）

④ロシア連邦の特定の銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置

日本における証券の発行等を禁止しているロシア連邦の特定の銀行について、より償還期間の短い証券（30日超）を当該禁止措置の対象とする。

⑤国際輸出管理レジームに基づく輸出管理の強化

国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出及び役務の提供について、審査手続を一層厳格化する。

具体的には、経済産業省の通達である「輸出貿易管理令の運用について」（運用通達）、「包括許可取扱要領」及び「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（提出書類通達）の改正（2022年2月26日公布、同3月5日施行）により、リスト規制対象品目に関し、ロシアを仕向地とする貨物の輸出及び技術の提供について、包括許可（特別一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可）の対象外とする等の運用の厳格化が行われています¹³。

2. ウクライナへの全面的な軍事行動開始を受けた措置（3月1日付）

2月24日のロシアによるウクライナへの全面的な軍事行動の開始を受け、日本政府は、3月1日付で次の措置を発表・実施しました¹⁴。

①資産凍結等の対象者の拡大

2月26日付で公表・実施された資産凍結等（上記1①）の対象者に、プーチン大統領、ラヴロフ外務大臣、ショイグ国防大臣ほか6個人と、ロシア3銀行（プロムスヴァジバンク、ロシア対外経済銀行（VEB.RF）、ロシア連邦中央銀行）の3銀行を追加¹⁵。

¹² 令和4年外務省告示第80号で指定

¹³ 経済産業省貿易管理部「ロシアを仕向地とする貨物の輸出及び技術の提供の包括許可要件等の見直し」（<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220226001/20220226001-1.pdf>）

¹⁴ 「ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について」（三省連名報道発表）（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100308180.pdf>）

¹⁵ 外務省告示第81号

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

※ロシア連邦中央銀行を除く 2 銀行に対する資産凍結等の措置は、2022 年 3 月 31 日から実施することとされています。

②ロシア連邦の特定団体への輸出等に係る禁止措置

外務省告示（3 月 1 日公布）¹⁶により、「ロシア連邦の特定団体」として指定された、ロシアの政府機関や軍事企業ほか 49 団体への輸出等に係る禁止措置を導入。まずは、これらの団体への輸出に係る支払の受領等の禁止措置を 2022 年 3 月 8 日から実施する。

③ロシア連邦の軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置

ロシア連邦の軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置を導入する。

3. その後の動き（3 月 3 日付）

さらに、日本政府は、同年 3 月 3 日付で次の措置を発表・実施しました¹⁷。

①資産凍結等の対象者の拡大

資産凍結等（上記 1①）の対象者に、以下の個人・団体を追加¹⁸

- ロシア連邦関係者 18 個人
- 対外貿易銀行（VTB バンク）、ソフコムバンク、ノヴィコムバンク及びアトクリチエの 4 銀行
- ベラルーシ共和国関係者 7 個人・2 団体（ルカシェンコ大統領、フレニン国防大臣等）
- 「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の関係者 30 個人

※上記のうち、ロシアの特定銀行 4 行に対する資産凍結等の措置は 2022 年 4 月 2 日から実施されます。

②国際輸出管理レジームの対象品目のベラルーシ向け輸出の禁止等に関する措置

国際輸出管理レジームの対象品目のベラルーシ共和国向け輸出及び役務の提供について、審査手続を一層厳格化するとともに、輸出の禁止等に関する措置を導入する。

2 月 26 日付のロシア向け輸出管理の厳格化（上記 2⑤）と同様、運用通達、包括

¹⁶ 外務省告示第 82 号

¹⁷ 「ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について」（三省連名報道発表）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100310199.pdf>)

¹⁸ 令和 4 年外務省告示第 90～92 号

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

許可取扱要領及び提出書類通達の改正（2022年3月3日公布、同3月10日施行）により、リスト規制対象品目に関し、ロシアを仕向地とする貨物の輸出及び技術の提供について、包括許可（特別一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可）の対象外とする等の運用の厳格化が行われています¹⁹。

IV. 米国の動き

1. 「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の独立承認を受けた措置（2月21～22日）

2月21日のロシアによる「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の独立承認を受けて、米国は以下の措置を実施しました。

①大統領令 14065 に基づく各種規制

バイデン大統領は、2月21日付で大統領令 14065 を発出し²⁰、両共和国及び財務長官が指定するウクライナのその他の地域（「Covered Regions」）を対象として、次の行為を禁止。

- U.S. person による新規投資
- 上記地域を原産地とする物品、サービス、技術の米国への輸入禁止
- 全ての物品について、両共和国を仕向地とする米国からの又は U.S. person による輸出、第三国経由での再輸出、売買、供給等の取引
- 上記行為に対する U.S. person による資金提供その他の支援

②ロシアの一部銀行及びプーチン大統領の側近 3 名の制裁指定

2月22日、OFAC は、ロシアの金融機関である Corporation Bank for Development、ロシア対外経済銀行（VEB）、Promsvyazbank Public Joint Stock Company とその関連会社等 42 の団体のほか、プーチン大統領の側近 3 名を SDN リストに追加し、U.S. person との取引を全面的に禁止²¹。

③ソブリン債の取引規制強化

2月22日、OFAC は、大統領令 14024 に基づく Directive 1A を発出し、ロシア連邦中央銀行ほかロシアの 3 政府系機関が発行するソブリン債に関する米国金融機関に対する取引制限について、Directive 1 に基づく従来の規制を強化²²。

¹⁹ 経済産業省貿易管理部「ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出及び技術の提供の包括許可要件等の見直しについて」(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/220303_sankou1.pdf)

²⁰ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/02/21/executive-order-on-blocking-property-of-certain-persons-and-prohibiting-certain-transactions-with-respect-to-continued-russian-efforts-to-undermine-the-sovereignty-and-territorial-integrity-of-ukraine/>

²¹ 米国財務省プレスリリース

(<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20220222>)

²² https://home.treasury.gov/system/files/126/russia_directive_1a.pdf

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

④ノルドストリーム2の制裁指定

2月23日、OFACは、ドイツ・ロシア間の海底ガスパイプラインである「ノルドストリーム2」の運営会社である Nord Stream 2 AG 及びその CEO を SDN 指定²³。

2. ウクライナへの全面的な軍事行動開始を受けた措置（2022年2月24～25日）

2月24日のロシアのウクライナへの本格的な軍事行動の開始を受け、米国は、同日以降、以下①～⑤を含む大規模な制裁措置を発表しています。

①ロシア大手銀行の制裁指定

2月24日、OFACは、ロシア第2の金融機関であるVTBバンク（ロシア対外貿易銀行）のほか、アトクリチエ、ソブコムバンク、ノヴィコムバンク及びその関連企業をSDNリストに掲載し、U.S. person との取引を全面的に禁止²⁴。

また、2月25日、大統領令14024に基づく Directive 2²⁵を発出し、ロシア銀行最大手のSberbank 及びその関連企業をCAPTAリスト²⁶に指定。

※「CAPTA」とは、「Correspondent Account or Payable-Trough Account」を略したものです。その名称のとおり、制裁指定された金融機関を対象に米国金融機関とのドルベース取引等を禁止することにより、事実上、ドルベースの取引から締め出す効果があるとされています。当該禁止措置は2022年3月26日に発効します。

②ロシアの金融機関が発行する債券及び株式の取引禁止

2月24日、OFACは、大統領令14024に基づく Directive 3 を発出し²⁷、Sberbank、AlfaBank、Gazprombank ほか13の国有企業・金融機関を対象に、米国内又はU.S. person による、これら金融機関等が発行する14日を超える期間を満期とする債券及び株式に関する取引を禁止。

③プーチン大統領及び側近等のSDN指定

2月24日から25日にかけて、OFACは、大統領令14024に基づき、プーチン大統領のほか、ラヴロフ外相、ショイグ国防相を含む大統領側近等を相次いでSDN指

²³ 米国財務省プレスリリース

(https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20220223_33)

²⁴ 米国財務省プレスリリース

(<https://home.treasury.gov/news/press-releases/y0608>)

²⁵ https://home.treasury.gov/system/files/126/correspondent_accounts_directive_2.pdf

²⁶ <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/consolidated-sanctions-list-non-sdn-lists/list-of-foreign-financial-institutions-subject-to-correspondent-account-or-payable-through-account-sanctions-capta-list>

²⁷ https://home.treasury.gov/system/files/126/new_debt_and_equity_directive_3.pdf

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

定²⁸。

④ベラルーシ関係個人・団体への制裁

2月24日、OFACは、ベラルーシがロシアのウクライナ軍事活動に協力しているとして、同国の24個人及び団体を制裁指定²⁹。

⑤輸出管理の強化

2月24日、米国商務省産業安全保障局（BIS）は、ロシア向けの輸出管理を厳格化する米国輸出管理規則（EAR）の改正を行い、即日施行³⁰。

当該改正では、(i) エレクトロニクス、コンピューター、情報通信、航空宇宙といった分野の一定のデュアルユース品目に関するリスト規制の強化（ロシア向け輸出・再輸出等について、従前許可が不要とされていた品目を許可対象に追加）、(ii) 輸出許可申請の審査基準厳格化、(iii) 軍事最終用途及び軍事最終需要者規制の強化、(iv) ロシア向けの新たな直接製品（FDP）規則の導入、(v) ロシア向け許可例外の見直し等、ロシア向けの輸出管理の大幅な強化が行われています³¹。

3. その後の動き

2月28日、OFACは、大統領令14024に基づくDirective 4を発出し、即日施行しました³²。これによれば、米国内で、ロシア連邦中央銀行への資金の移動、同銀行を代理して行う外国為替取引その他、同銀行が「関与する（involving）」一切の取引が一切禁止されます。これは、前述したように、2月26日に、米国、EUほか7か国が、ロシア中央銀行が米国や欧州に保有する外貨準備高の利用を制限する措置を導入することを宣言³³したことを踏まえた措置と考えられます。

なお、Directive 4については、3月2日にOFACからガイダンスが発出され、解釈・運用の明確化が図られています³⁴。

²⁸ 米国財務省プレスリリース

(<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0610>)、(<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0608>)

²⁹ 米国財務省プレスリリース

(<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0607>)

³⁰ <https://www.federalregister.gov/documents/2022/03/03/2022-04300/implementation-of-sanctions-against-russia-under-the-export-administration-regulations-ear>

³¹ 米国商務省のファクトシート

(<https://www.commerce.gov/news/fact-sheets/2022/02/us-department-commerce-bureau-industry-and-security-russia-rule-fact-sheet>) 参照

³² 米国財務省プレスリリース

(<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20220228>)

³³ The White House, *Joint Statement on Further Restrictive Economic Measures*

(<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/02/26/joint-statement-on-further-restrictive-economic-measures/>)

³⁴ 米国財務省プレスリリース

(<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0624>)

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

V. 欧州連合（EU）の動き

1. 「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の独立承認を受けた措置（2月23日付）

2月21日のロシアによる「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の独立承認を受け、同月23日、欧州理事会は、以下の措置を含む制裁第1弾を発表しました³⁵。

- ロシア及びロシア政府によるEUの資本・金融市場及びサービスへのアクセスの制限
- ロシア政府関係者、銀行、軍関係者等を含む27の個人・団体を対象とする資産凍結及び渡航禁止
- 両共和国の独立承認に賛成したロシア連邦議会下院議員351名の制裁指定
- 両共和国を対象とした輸入禁止及び一定の品目の輸出禁止

2. ウクライナへの全面的な軍事行動開始を受けた措置

2月24日のロシアによるウクライナへの全面的な軍事行動開始を受け、2月25日、欧州理事会は、以下を主な内容とするロシア制裁第2弾を公表しました³⁶。

- プーチン大統領及びラヴロフ外相の資産凍結
- 既存の金融制裁の強化（ロシアの国有企業株式のEU市場における取引規制等）
- 原油の精製等に関連する物品及び技術のロシアへの輸出、移転、供給等の禁止
- 航空宇宙に関する貨物及び技術の禁輸措置
- ロシアの航空会社に対する航空機及び部品等の販売禁止
- 半導体を含むデュアルユース品目（貨物及び技術）等のロシア向け輸出管理の強化
- ウクライナ軍事行動に加担したベラルーシ関係者の制裁指定

³⁵ 欧州理事会プレスリリース

(<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/23/russian-recognition-of-the-non-government-controlled-areas-of-the-donetsk-and-luhansk-oblasts-of-ukraine-as-independent-entities-eu-adopts-package-of-sanctions/>)

³⁶ 欧州理事会プレスリリース

(<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/25/russia-s-military-aggression-against-ukraine-eu-imposes-sanctions-against-president-putin-and-foreign-minister-lavrov-and-adopts-wide-ranging-individual-and-economic-sanctions/>)

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

3. その後の動き

さらに、欧州理事会は、2月28日付で以下の追加措置を公表しています³⁷。

- ウクライナ軍に対する軍需品等の供給に関する5億ユーロ相当の資金支援
- ロシアの航空会社等のEU域内の飛行、離陸、着陸の禁止
- ロシア中央銀行との取引及び同銀行を代理する機関等との取引の禁止

また、前述のとおり、3月2日、欧州理事会は、国際銀行間通信協会（SWIFT）に対し、ロシア金融機関第2位のVTBバンクを含む7銀行に対するサービス提供を禁じることを命じる措置を採択し、同月12日に発効することとされています³⁸。

VI. 各国のロシア制裁を踏まえた対応

今般のロシアに対する制裁は、様々な国の様々な規制が複雑な絡み合っている上に、毎日のように新たな措置が公表・発動されています。事態は刻々と変化しており、正確な状況を理解すること自体が容易ではありません。

ロシア関連のビジネスを行う企業としては、自社のビジネスに関係する各国の規制について、専門家の支援も得ながら常に最新の状況を確認し、機動的な対応ができるように態勢をととのえることが急務といえます。

なお、日本企業のビジネスについても、例えば、(i) 取引相手（ロシア企業等）がSDN等の制裁対象に指定された、(ii) 取引に関わる金融機関が制裁対象になったり、ロシア向けの国際送金の受け付けを中止したため代金の決済ができなくなった、(iii) 海外の物流業者がロシア向け貨物の引受けを停止した——などの理由により、法律上又は事実上、ロシアとの取引が継続できなくなる事態が生じています。

上記のような理由で取引を停止することは、基本的にやむを得ない場合も多いと考えられますが、個別契約の相手方との関係で、債務不履行とならずに取引の停止や契約の解除ができるか（例えば、不可抗力免責や制裁条項の適用が主張できるかどうか、通知義務といった手続要件等）、また、取引の停止を行うことに伴って生じる各種の行為が別途各国の制裁によって制限されないか等についても、個別の検討・判断が必要になります。

また、ロシア側も欧米等の制裁に対する報復的な措置の導入を開始しており、今後、日本企業が欧米や日本の制裁とロシアの報復措置の「板挟み」に直面する事態も予想されます。

さらには、現在、ロシアの軍事行動が継続するにつれ、経済制裁によって制約される

³⁷ 欧州理事会プレスリリース
(<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/28/eu-adopts-new-set-of-measures-to-respond-to-russia-s-military-aggression-against-ukraine/>)

³⁸ 欧州理事会プレスリリース
(<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/03/02/russia-s-military-aggression-against-ukraine-eu-bans-certain-russian-banks-from-swift-system-and-introduces-further-restrictions/>)

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

か否かにかかわらず、対ロシアの取引を見直す動きも出始めています。そのため、現時点において経済制裁の対象になっていなかったり、別取引ルートによって経済制裁を回避できたりするような場合においても、対ロシアの取引行為をどのように整理するのか、慎重な検討・判断が求められるようになってきています。

セミナー情報

- セミナー [『ロシア制裁強化の可能性と日本企業の備え』](#)
視聴期間 2022年2月8日（火）～2022年4月3日（日）
講師 梅津 英明、大川 信太郎
主催 森・濱田松本法律事務所

- セミナー [『日米によるロシア制裁強化と日本企業に求められる対応』](#)
視聴期間 2022年3月4日（金）～2022年4月3日（日）
講師 梅津 英明、大川 信太郎
主催 森・濱田松本法律事務所

- セミナー 『第4809回金融ファクシミリ新聞社セミナー「企業における不正・不祥事の発生防止と発覚時の迅速・適格な対応—サステナブルな経営を実現するためにコンプライアンス態勢の確立を—』
開催日時 2022年3月8日（火）13:30～15:30
講師 木山 二郎
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『第4844回金融ファクシミリ新聞社セミナー「今、日本企業に求められる「ビジネスと人権」の実務対応のポイント』』
開催日時 2022年4月14日（木） 13:30～16:30
講師 御代田 有恒
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『RCEP 完全対応！EPA を通じた輸出入コスト削減とビジネス拡大の基本と実践』
開催日時 2022年5月11日（水）10:00～12:00
講師 宮岡 邦生
主催 株式会社金融財務研究会

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

文献情報

- 本 『ドローン・ビジネスと法規制（第2版）』
出版社 株式会社清文社
編集代表 戸嶋 浩二、林 浩美、岡田 淳、佐藤 典仁、島田 里奈、木村 純、
輪千 浩平、福澤 寛人

- 本 『リーガル・トランスフォーメーション ビジネス・ルール・チェンジ 2022』
出版社 日本経済新聞出版社
著者 棚橋 元、石本 茂彦、高谷 知佐子、飯田 耕一郎、武川 丈士、山崎 良太、梅津 英明、渡辺 邦広、末廣 裕亮、東 陽介、石橋 誠之、羽 深 宏樹

- 論文 「経済安全保障と人権問題の交錯と対応の難しさ」
雑誌 NBL No.1211
著者等 石本 茂彦

- 本 『詳解 外為法 貿易管理編——外国法令も踏まえた理論と実務』
出版社 株式会社商事法務
著者 大川 信太郎

NEWS

- Chambers Global 2022 にて高い評価を得ました
Chambers Global 2022 にて当事務所は日本における複数の分野で上位グループにランキングされ、International Trade 分野では、石本 茂彦、梅津 英明が高い評価を得ました。
さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited) 及び中国においても以下の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。
詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

- 小川 智史 弁護士のコメントが、2022 年 2 月 8 日付 MLex の『Japan's METI presents AI guidelines amid global moves to regulate biased algorithms』と題した記事に掲載されました

- 蔦 大輔 弁護士のコメントが、読売新聞 34 面『[サイバーテロ 病院の危機] < 2 > 「予算ない」「知らなかった」…脆弱性 見過ごし被害』と題した記事に掲載されました

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com